

他士業との業際について

いわゆる業際（他の士業と業務の性格が似ている、権限の範囲が重なり合う、といったことから、どの士業が独占的に当該業務を行えるのかという問題）については、公認会計士は税理士との間で問題を抱えています。

公認会計士法の規定によるものではありませんが、税理士法の規定によって、公認会計士には税理士となる資格が与えられています。すなわち、申告納税制度の円滑な運営に資するため、税務代理、税務書類の作成、税務相談等の税理士業務を業として位置づけている税理士制度があり、公認会計士は、弁護士等と同様に、税理士となる資格を有するものとされています（税理士法第3条第1項第4号）。税理士となる資格を有するものが税理士業務を行うためには、公認会計士も含め、同法第18条に基づく登録を受けるほか、税理士会に入会することが必要とされています。

1 税理士法第3条の問題点

⇒ 公認会計士及び弁護士はその資格を保有するだけで税理士資格を取得できること。

（税理士法第3条）

次の各号の一に該当する者は、税理士となる資格を有する。ただし、第一号又は第二号に該当する者については、租税に関する事務又は会計に関する事務で政令で定めるものに従事した期間が通算して二年以上あることを必要とする。

- 一 税理士試験に合格した者
- 二 第六条に定める試験科目の全部について、第七条又は第八条の規定により税理士試験を免除された者
- 三 弁護士（弁護士となる資格を有する者を含む。）
- 四 公認会計士（公認会計士となる資格を有する者を含む。）

公認会計士及び弁護士は、税理士試験を経ることなく税理士資格を取得することができるとする税理士法第3条が、税理士の本来の職業特性である税務問題をめぐる業際として浮かび上がっています。この問題に関して「法の下での平等」という法的観点と「規制緩和」という経済的観点の二つの側面から今後論じられることとなります。

現在は、各士業がそれぞれの職域を堂々主張し、それを当局が認める時代です。例えば、弁理士は弁護士と共同のかたちですが、訴訟代理権を獲得し、司法書士も簡裁訴訟代理権を得ています。各士業の垣根が低くなり相互参入の流れが生じているなかで、今後税理士の業際問題が注目されるどころです。

2 税理士法改正の動き

日本税理士会連合会の「税理士法改正に関するプロジェクトチームによるタタキ台」を基に、日税連の総会において、要望項目が明らかにされました。税理士会では、公認会計士の税理士登録にあたり「税理士試験の必須科目である所得税又は法人税のいずれか1科目の合格が必要である」とする能力担保措置の必要性を主張しています。

実際に係る要望項目としては、以下になります。

「実際に係る要望項目」

税理士法第3条関係

3項：弁護士（弁護士となる資格を有する者を含む。）

4項：公認会計士（公認会計士となる資格を有する者を含む。）

→ 弁護士は会計科目、会計士は税法科目（法人税法又は所得税法）に合格することを要件とする。

(1) 税理士試験制度について

「税理士試験制度改革に関する意見」について

規制改革等対策室 室長 神津 信一氏

公認会計士試験受験者の増加と税理士試験受験者の減少

平成20年度の公認会計士試験合格者数が3,625人と発表された。その直後に本会と公認会計士協会東京会の正副会長を主とした懇談会が開催され、公認会計士協会東京会会長は、ご挨拶の中で「今年の合格者数がどれくらいか注目していたが3千人を超えた。現在のキャパシティでは試験合格者は、2年の業務補助、実務従事要件がクリアできないのではないかと述べられた。公認会計士試験合格者は、平成15年度までは1,200人程度であったが、16年度からは3千人を超える合格者が続き、受験者も大幅に増加している。一方、税理士試験受験者は、この3年間で4,400人程度減少し、合格者は毎年1千人前後と変わっていない。

受験資格の検証

税理士試験の特長は、科目合格を積み上げられることにあり、仕事を持ちながら資格にチャレンジできる点にある。受験資格は大学卒業、税理士事務所等での業務補助3年以上、日商簿記1級合格などに幅広く門戸が開放されている。しかし、税理士の資格は試験合格者のみならず、試験免除者、公認会計士、弁護士に与えられている。また、風評の段階であるが、「公認会計士試験の方が受かりやすい」「若年層は税理士試験を敬遠」「簿財合格者が公認会計士試験に移行した」と耳にするようになった。

税理士試験受験者の動向調査等対策室では、受験生の増減の真の原因がどこにあるのか、巷間「税理士試験は難関になった」と言われているが、真相はどうであるかを調査する方策として資格学校に対して訪問調査を行うことが有効であるとして調査を行った。その結果、公認会計士試験制度の改正により、大卒要件が撤廃され、短答式試験合格者はその合格資格を2年繰り越せることとなったこと、税理士試験は特に税法が難しくなっていることから、合格までの年数が平均約9年と長期であるのに対し、公認会計士試験は約3年と短期であることなどから若い受験生が公認会計士試験に流れるケースが増えていることが判明した。

どのような税理士制度を目指すか

現在、日税連においては税理士法改正のための審議が行われている。資格を希望する若い受験生が、税理士試験には見向きもせず、公認会計士試験に向かうというショッキングな調査内容を全国会員に発信し、平成23年の税理士法改正では、税理士法第5条（受験資格）はもとより、第3条（税理士の資格）、6条（試験の目的及び試験科目）、7条・8条（試験科目の一部の免除等）、を総合的に検討しなければ、税理士制度の担い手が税理士試験を経た者でなくなってしまうという危機に直面している。当対策室においては、税理士試験制度改革に関する意見を作成し、今後の日税連における税理士法改正審議に資するため、会長あて具申し、会長から日税連へ提言される。今後は受験生の生の声を聴取し、方向性をさらに明確にさせたい。税理士となるにはいくつかの道がある。メインストリートは税理士試験合格者でなければならないが、その道は誰も通らなくなると、制度の変質と崩壊の危機である。

(2) 日本公認会計士協会の反対意見

日税連は、「公認会計士が税理士となる際に、税法に属する科目に合格すること」を求めています。日本公認会計士協会は、これはまったく検討するに値しないものとして、反対意見を発表しました。公認会計士はもちろん、関係団体にその内容をご理解いただきたく、ここに日本公認会計士協会の反対意見を紹介します。

日本税理士会連合会「税理士法改正に関する意見（案）」に対する意見

日本税理士連合会が平成22年5月31日付で取りまとめた「税理士法改正に関する意見（案）」（以下「意見（案）」という。）の「Ⅱ改正要望項目 2. 税理士の資格取得に関する規定（1）税理士の資格」において、「税理士となる資格を有する者は、税理士試験に合格した者を原則とする。弁護士・公認会計士（以下「隣接職種」という）に対しては、能力担保措置として、弁護士は会計学に属する科目に、公認会計士は税法に属する科目に合格することを原則とする。」との方向性のもと、税理士法第3条及び第8条の改正案を提案している。

日本公認会計士協会（以下「協会」という。）は、この提案に下記の理由から反対する。

1. 税務業務の位置づけと公認会計士がその担い手であることの相当性

公認会計士は、財務書類の監査証明業務を中核業務とする会計・監査の専門家である。税務業務は、会計領域と法的領域の接点にある実務であり、また、税務会計は会計領域の重要な一部分である。したがって、公認会計士は当然に税務業務の担い手であると認識され、それ故に、公認会計士試験においては従来から租税に関する科目の受験が必要とされている。

また、諸外国の例を見ても、税理士制度を有しない多くの先進諸国にあっては、公認会計士及び弁護士が税務業務の担い手となっており、また、税理士制度を有しているドイツや韓国においても、税務業務を公認会計士と弁護士の業務として、それぞれの資格者を帰省する法律において規定されている。

これらのことは、公認会計士が当然に税務業務の担い手であると位置づけることの証左である。意見（案）における提案は、税務業務の必然的な担い手に係る考え方及び国際的な趨勢に合致しないものであり、到底容認できない。

2. 税理士法制定時の趣旨に基づき公認会計士が税務の専門家であることの適格性

昭和26年の税理士法制定に先立って発表された第2次シャープ勧告では、「弁護士及び公認会計士は、現在及び将来を通じて、人物試験以外の試験を受けることなく、税務当局に対して納税者の代理をなすことを認められるであろう。彼等の専門的資格は、それぞれの専門的地位を得たことによって、一般的に証明済であるから、更に資格試験をすることは必要でない。財の部面における特殊の経験はないかもしれないが、その専門的地位にあることによって、彼等は、納税者の有能な代理者として必要な知識をもつことになるであろうということが予想される。」これを受け、税理士法制定の際の立法担当者の趣旨制度においても、「税理士となる資格を有する者としては、まず弁護士、公認会計士が適当であると考えられ、これに加えて税理士試験に合格した者…」として、税理士試験合格者に先行して、公認会計士及び弁護士に税務における専門家としての適格性を認め、その趣旨に則った制度運営がなされている。意見（案）における提案とは、こうした税理士法制定以来の立法趣旨に反するものであり、到底容認はできない。

3. 公認会計士が税務サービスを提供可能な専門家であるとの資質の確認とその資質向上のための継続的な研修の実施

税理士試験を合格した税理士は、合格した税法科目についてのみ税務サービスの提供が許されているわけではなく、すべての税務サービスを提供することができる。これは、専門家としての資質が一定水準以上であることが試験により確認され、その後の研修や実務を積むことによって、国民の期待する税務サービスの提供が可能であると考えられているからである。

公認会計士及び弁護士は、同様な意味において専門家としての資質について制度的に確認済である。すなわち、公認会計士については、公認会計士試験において必須試験科目として租税法を受験し、また、公認会計士試験合格者は、監査法人等で監査実務の経験を積むとともに、協会が実施する実務補習において、相当な税務科目の研修を終了し、その成果が修了考査で確認されている。さらに、公認会計士には、法律に基づき、年間40時間の継続的専門研修が義務づけられており、その中で、法人税等の租税科目を受講し、改正税制にも適切に対応してきている。

意見（案）では、公認会計士及び弁護士に税理士試験の税法又は会計の科目のうち1科目の合格を求めているが、このような能力担保措置を講ずることにより、どのような効果を期待しているのかは明らかにされていない。

国民が公認会計士及び弁護士に期待する税務サービスは、意見（案）で提案する能力担保措置による税法又は会計科目に基づくサービスではなく、公認会計士及び弁護士として培った専門知識、実務経験に基づく税務サービスである。

意見（案）における提案は、税理士制度創設以来提供されてきたこのようなサービスが、社会において受け入れられている実態を考慮したものではなく、到底容認できない。

4. 隣接職種の資格者に対する能力的担保措置を講ずる必要性

現行法のもとでの能力担保措置に弊害はない。法律改正を求めるとすれば、現行法のもとでの弊害の立証が必要かつ不可欠である。

意見（案）の「Ⅱ改正要望項目 2. 税理士の資格取得に関する規定（1）税理士の資格【理由】隣接職種の資格者等に対する能力担保措置」では、司法制度改革や監査の充実・強化の要請による公認会計士制度改革が行われてきている一方で、税理士の資格取得制度については長年にわたり見直しが行われていないこと、並びに隣接職種の資格者が無条件で税理士資格を付与され税理士業務に参画することが問題であるとしているが、税理士登録をした公認会計士が税理士業務を行ったことによる事故・事件が頻発している等の弊害を指摘しているわけではない。

上記1.乃至3.で述べたとおり、公認会計士は、税務業務の担い手としての相当性、適格性を有し、また、その資質の確認がなされている。現行法のもとで弊害がなく、法律改正が国民の利便・利益に適わないにも関わらず、能力担保措置が講じられているこうした隣接職種の資格者に新たな障壁を設け、競争を制限しようとする提案は、到底容認できない。

5. 公認会計士が税務サービスを提供することによる国民のニーズへの対応

国民の望む税務サービスの内容は多種多様であり、その内容に従い適切な報酬のもとで幅広く提供されることが望まれ、税務サービスが現在よりも制限されるのであれば、国民の利便性は低下する。

公認会計士及び弁護士は、それぞれの専門分野を生かして多種多様な税務サービスを提供することが可能であり、彼等のバックグラウンドを活かした税務サービスは、国民のニーズに応えるものである。したがって、両者の税務サービスの提供に制限を課すことは国民の視点に立つものではない。

意見（案）冒頭の「◇本意見（案）お取りまとめの経緯について」に記載されている「法律の改正を議論する際には、国民の利便、利益、安全等に適うものであること等、あくまで国民・納税者の目線に適った議論が行われることが肝要である。」とする主張と相容れない意見（案）における提案は、到底容認できない。

以上

(3) 現在の状況

税理士法改正は平成24年度に想定されており、現在も当該議論は継続的に行われています。この業際に関しては簡単に解決する問題ではないと思われませんが、「際」の部分を生業間で尊重しつつ、各士業が持っている知識・経験等を相互に利用・活用することにより、士業全体が活性化、ひいては日本経済を活性化させる必要があるのではないのでしょうか。